

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

NO.1

嬉野市議会議員

森田明彦

開催月日	平成29年5月16日(火)		
開催時間	9時30分～12時		
開催場所	ANAクラウンプラザホテル神戸 (9Fカモミール)		
主催者	(株)自治体研究社		
研修会等の名称	中小事業を軸にした地域経済振興のあり方		
講師等の氏名等	慶應義塾大学経済学部 教授 植田浩史(うえだ ひろふみ)氏		
講義① 9:30～12:00 中小事業を軸にした地域経済振興のあり方(詳細別紙の通り) ○ 受講の目的 日本全体の企業数で99%を占め、更に、全従業者総数の70%以上が働く中小企業の国内市場の伸び悩みや縮小が続いている。この傾向は当市でも同様であり、大変に危惧されることから、標題の研修が当市での経済振興政策のヒントになればと、受講しました。 ○ まとめと感想 受講目的でも述べたように、日本経済自体が1990年代初めのバブル経済崩壊以降、グローバル生産体制の再編が進む中での国内生産の縮小再編、多くの都道府県では、中小企業が減少を続け、地域の雇用を縮小させ、経済活動の停滞、生活を困難にする要因である。それぞれの地域経済の在りかたと合わせて中小企業振興を考えていく必要があると考える。また、これまで強く訴えてきた、「誘致による地域経済振興」の時代は終焉した、これから施策の中心に置く事は避けるべき、の教示には納得しつつ、今後の施策の大きな課題であろう。 両講師とも話された「中小企業振興基本条例」については経済産業振興のみならず、農業、福祉、教育、都市計画等様々な部署も関わり意識し、配慮する事等、今後更に研鑽を重ねたいと考える。			
	経 費 の 内 容	支 払 先	金 額 ( 円 )
	会場費		
	講師謝礼		
	出席者負担金		
	会費	(株)自治体研究社	29,000
	旅費	JR九州(5/15～/17)	29,360
	宿泊費	サンメンバーズ神戸(5/15～/16)	19,526
合 計		77,886	

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること。

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

NO.2

嬉野市議会議員

森田明彦

開催月日	平成29年5月16日(火)		
開催時間	13時～16時		
開催場所	ANAクラウンプラザホテル神戸（9Fカモミール）		
主催者	(株)自治体研究社		
研修会等の名称	「中小企業振興基本条例」で元気な日本経済を		
講師等の氏名等	(株)藤原電子工業 代表取締役 藤原義春(ふじわら よしはる)氏		
内容・結果等	講義② 13:00～16:00 中小事業振興基本条例で元気な日本経済を（詳細別紙の通り） ○まとめと感想		
	プリント基板のプレス加工及び基板用金型製作と電気機械器具製造業を営むこの会社は、社員30名の典型的な中小企業であるが、代表の藤原氏は、八尾商工会議所や大阪府中小企業家同友会、他6団体に所属され、近年は自社製産業用ロボットの開発にも本格的に取り組みを開始されている会社である。1995年バブル崩壊後のまちづくりを考える中、1999年に市議会に産業振興会議の設置が決議され、2001年「中小企業地域経済振興基本条例」が制定されたが、条例の理解不足が表面化、気付きとして、条例の真髓の理解度、まちづくりを想像する理念を明確にするなど、制定する市と市民の役割、また、中小企業の果たすべき役割等を明確にする必要性があった。最後に、議員の皆様へとして、地域づくりは地域経済が大きな要、行政、企業、市民の信頼関係を結ぶ絆として、自治体における条例制定の意義、必要性を、議会は多くの実態を調査して、真の地域経済発展を促すよう尽力願いたいと話され、さらに調査、研究を行ってみたいと感じた。		
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支 払 先	金 額 ( 円 )
	会場費		
	講師謝礼		
	出席者負担金		
	会費		
	旅費		
	宿泊費		
合 計	研究研修活動記録票NO.1に記載	研究研修活動記録票NO.1に記載	

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること。

## 政務調査による研修報告書（別紙）

### 内 容

5月16日（火） 9:30～12:00

#### 1、【講義Ⅰ】中小企業を軸にした地域経済振興のあり方

講師 慶應義塾大学経済学部 教授 植田浩史（うえだ ひろふみ）氏

○中小企業の振興は、これまでも全国の自治体で行われてきた。

しかし、中小企業振興が地域経済振興と結びついていたかというと、実は必ずしもそうではない。それは、今日の地域経済の状況に合った中小企業振興になつていな

#### 1、日本経済、地域経済の現状と中小企業振興の必要性

##### （1）ゼロ成長時代と中小企業

1990年代初めのバブル経済崩壊以降、日本経済は、20年以上にわたる低成長、ゼロ成長の時代に入りました。その一方で、近年はアベノミクス効果により2012年12月以降、戦後3番目の景気拡大期間となつたともいわれています。確かに、数字だけを見ると長期になつてはいるが、実際は、①成長率が低い、②実質賃金の伸びに結びついていない、③消費税増税後は消費の伸びが見られない、などの理由から、実感なき経済成長になつてはいる。

さらに重視すべきは、今日の日本経済が次のような問題に直面している。

- ① グローバル競争の激化が進む中、エレクトロニクス産業などで国際競争力を喪失。
- ② グローバル生産体制の再編が進む中での国内生産の縮小再編。
- ③ GDPゼロ成長に加え、高齢社会、人口減少による国内市場の伸び悩みや縮小。
- ④ 東京圏への人口や経済活動の一極集中化。
- ⑤ 所得格差、地域格差など、格差構造の広がり。
- ⑥ 商店や病院など生活関連基盤の消失による生活困難地域の広がり。
- ⑦ 労働力人口の減少による人手不足。
- ⑧ 東日本大震災などの自然災害による地域社会、地域生活、地域経済への深刻な影響。

日本経済の問題は、企業数で99%を占め、従業者数の70%が働いている中小企業の問題でもあります。

多くの道府県では中小企業の動向が地域経済、地域生活に大きく影響を及ぼしています。この中小企業が、1990年代以降減少を続け、地域の雇用を縮小さ

せ、経済活動を停滞させ、生活を困難にするひとつの要因になっている。

#### (2) 2010年「中小企業憲章」

中小企業の経済、社会、文化などに対する役割を評価し、中小企業政策の基本的な姿勢を明確にしたものです。

中の一節に、中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

此処に書かれてあるように、中小企業は多様な産業、地域に存在し、経済、生活、雇用を支える存在として地域になくてはならないものです。

中小企業を支える事は、日本経済にとっても、地域経済にとっても不可欠な課題になっています。

## 2 地域における中小企業振興の課題

### (1) 日本の中小企業振興

日本における振興政策の歴史は古く、第2次世界大戦前から国レベル、地方レベルで行われていました。しかし、体系的に進められるようになったのは、1963年に中小企業基本法が制定されて以降のことです。

この頃の中小企業振興は、①振興の最大の目的は、「過小過多」中小企業の近代化、②振興政策は、当時の通産省の掲げる産業政策ビジョンと密接な関係を持つ、③政策のプランは国（中小企業庁）が行い、地方自治体は基本的に国が策定する施策を実行する役割を担う、といった特徴が見られた。

### (2) 自治体の役割

第1に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえてその地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第6条）とその役割を大幅に改め、強化した。

第2に、それぞれの地域経済の在り方と合わせて中小企業振興を考えていく必要がある。

第3に、地方自治体が、地域産業振興策として重視してきた「誘致による地域経済振興」の時代は終焉しました。政策の1つとして誘致を考える事は必要ですが、誘致に依存した地域産業政策は、国内立地の動向や企業誘致の需給バランスの実態から考えてこれからの施策の中心に置く事はできません。

### (3) 市町村の中小企業振興の困難

市町村における中小企業振興は現実にはなかなか取り組めていません。その背景には、

- ①中小企業振興は、国が考え、地方は実行するという「旧基本法」的な意識、
- ②市町村の仕事として、明確に位置づけられていない。
- ③専門家がない、
- ④数字に明確に現れるような成果が出しにくい、などの問題がある。

#### (4) 中小企業振興基本条例

##### 1、中小企業振興基本条例とは

中小企業を軸にした地域経済振興を進めていくためには、地方自治体が、それぞれの地域の実情に合った形で、自発的、自立的に中小企業振興を行っていくことを改めて重視し、新たにスタートを切っていくために用いられる。

○大きな環境変化の中で、地域独自の中小企業振興策が必要であり、自治体、関連する機関、団体等、そして住民の協働によって中小企業振興を行うとともに、中小企業自身も努力していかなければならない。

○中小企業振興を条例という形にすることには、

①自治体組織内に中小企業振興に対する姿勢を明確にし、全ての施策、部署は中小企業振興に配慮することを徹底する、

②地域内企業等、自治体の外部に自治体としての姿勢を明確にする。

③首長、担当者などが代わっても自治体の姿勢は変わらないことを担保する。

##### 2、条例の意義

第1に、地域全体で中小企業の役割と中小企業支援の重要性を認識し、行政はもちろん、中小企業に関連する様々な機関や団体など、地域全体の協働で中小企業支援を行っていくことを確認し、宣誓していることです。

5月16日（火） 13:00～16:00

##### 1、【講義Ⅱ】中小企業振興基本条例で元気な日本経済を

講師 （株）藤原電子工業 代表取締役 藤原義春（ふじわら よしひる）氏

##### バブル崩壊後の日本経済と藤原電子工業

全国4人以上の事業所数

1990年 → 435,997社

2002年 → 290,725社

大阪 → 26,882社

2014年 → 201,147社

大阪 → 17,352社

全国で企業数が24年間で234,850社（53.8%）減少した。

大阪は 12 年間で 9,530 社（35.4%）減少した。

※ 商業は今後 10 年間で 60% まで減少予測がある

○現状分析から見えてくること

企業減少の原因・・大企業の海外進出

中小企業の衰退・・グローバル経済の対応力

企業経営者の高齢化・・後継者問題（継ぎたくない。継がせたくない。）

仕事を作る能力・・待ち受けの体質

孤独な経営者・・・自力をつける能力

民主的経営・・・・社員の能力、信じる力

連携（地域・異業種）・・自社の利益優先

※ 自社環境の強みと弱みの客観的分析能力が重要

○藤原工業のある、八尾市条例制定当時の日本経済と現在までの歩み

- ・大型商業施設の台頭と活発な市民生活（バブル経済）
- ・バブル崩壊後のグローバル経済の始まり
- ・バブル崩壊を先取りした大企業の海外移転（1980 年後半）
- ・中小企業は、「いつかは景気が良くなる」と甘い期待
- ・1995 年以降、バブル崩壊後のまちづくりを考える
- ・1999 年、八尾市議会で産業振興会議の設置を決議する
- ・2001 年、八尾市中小企業地域経済財振興基本条例の制定

○ 条例の受け取り方の違い

○ 中小企業の受身の姿勢

○ 産業振興会議のマンネリ化

これらのことから 2008 年に条例の改定議論が始まる。

条例の真髓の理解度→条例の基本→条例の本文から読み取れないことに気づいた。

○ 2011 年に改定条例施行

前文から、働きがい・生きがいを持てるまち、済みたい・暮らしたいまちづくり

目的・・・にぎわいのあるまちづくり

市民・行政・企業との信頼関係の構築

・財政的措置の明記

・産業振興会議の設置の明記